

第13回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善佐賀県地方協議会

令和3年度 トラック輸送における取引環境・労働時間改善
佐賀県地方協議会の取組報告

令和4年3月22日（火）

〈協議会事務局〉

九州運輸局 佐賀運輸支局

佐賀労働局

公益社団法人佐賀県トラック協会

<振り返り>

- ・令和2年度 佐賀県地方協議会 ……P02
- ・トラックドライバー労働条件に関する規制 ……P03
- ・佐賀県地方協議会 取組方針 ……P04

<補足資料>

----P15

<令和3年度 佐賀県地方協議会の取組報告>

- ・①「標準的な運賃」の推進 ……P05
- ・②ホワイト物流推進運動賛同企業数の拡大 ……P06
- ・③改正労基法の周知及び理解の促進 ……P09

- ・④「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン加工食品物流編」の浸透 ……P10
- ・⑤農産物輸送効率化の協議推進 ……P11

- ・まとめ一覧 ……P12

----P22

----P26

----P30

<今後の取組スケジュール等>

…P13

令和元年度 検討対象分野にかかる各委員からの主なご発言

- ・加工食品の課題（リードタイム延長、配送頻度、小ロットにならざるを得ない生鮮物、日配物等）は包括的に考える必要あり。
- ・商習慣などに起因する季節波動の問題があり発注条件の見直しが必要。新しい請求形態や商習慣を作るのも手。
- ・大市場への出荷輸送を担う九州の物流事業者から見て、農産品はとても大きい市場。
- ・農水省の「食品等の流通合理化」の取組に非常に期待。佐賀で特徴的な青果物、農産品も検討とすべき。
- ・**農産物も含めた食品流通、という大きなテーマで来年も協議を。**

対象輸送分野(検討対象分野)を 「加工食品」 及び 「農産物」 とする。

令和2年度（前回）検討対象分野にかかる各委員からの主なご発言

「標準的な運賃」

- ・もっともっとお客様（荷主）に強く伝えて欲しい（田中委員）
- ・協会として全事業者に周知し、しっかり届出をしてこの運賃が根付くよう業界挙げて取組んで欲しい（小野委員）

「荷主の理解」

- ・荷主も苦しいと思うので、「発から着までの時間見直し」「無駄な時間をなくす」ということをお願いしたい。（馬渡委員）
- ・運送事業者と協議する荷主懇談会など意見交換の場を設けているような地方トラック協会もある（小野委員）
- ・業界として協会も含め、「標準的な運賃」に合わせ「改善基準告示」を是非荷主に知っていただく場づくりを（小野委員）
- ・輸送の割合が高い農産物の手積み手卸作業が残業時間(あるいはすぐに辞めてしまう)などに影響。パレット化とセットで、産地側のストックポイントを作って欲しい（馬渡委員）。

「施策面」

- ・人手不足の問題には、若いドライバーの方が入って来やすいよう経済産業省のように補助をするなども必要（坂井委員）

「農産物・加工食品」

- ・農産物の懇談会は是非進められたい（小野委員）
- ・加工食品にも懇談会が出来ないか。農産物懇談会の実施をその一步に。（座長）

「ガイドライン」

- ・運送業界だけでなく荷主の理解度を把握するにはどのような手法があり得るのか議論を。（座長）

法定労働時間 1日8時間 週40時間

原則残業時間 月45時間 年間360時間

◆働き方改革関連法は平成31年4月から順次施行

<背景> 労働人口の不足、長時間労働の解消

→企業は、利益を上げながら、働く時間を短くする（生産性を上げる）ことが同時に求められることに

年960時間
→ 月平均80時間
・休日労働含まない
・1月あたり上限なし
・複数月平均規制なし

働き方改革スケジュール

改正する法律・内容		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
改正 ↓ 罰則付き 労働基準法	時間外労働の上限規制 (年720時間)適用 【一般事務】		大企業に適用	中小企業に適用				
	時間外労働の上限規制 (年960時間)適用 【自動車運転業務】		<特例> 施行後5年間は現行制度を適用 (改善基準告示により指導)					適用
	月60時間超の時間外割増賃金率 引上げ(25%→50%)の適用		大企業に適用				中小企業に適用	
	年休5日取得義務化		適用					
パートタイム労働法 ・労働契約法	同一労働 同一賃金			大企業に適用	中小企業に適用			
労働者派遣法				適用				
労働安全衛生法	管理職の労働時間把握義務化		適用					

佐賀県地方協議会 重点取組事項PDCA 事務局方針 (令和2年度承認)

<基本的考え方>

- ・「全輸送分野」において、「標準的な運賃」の認知度向上や「働き方改革」の取組み等を進め、実態把握していく
- ・令和6年度に向け、当面は「加工食品」「農産物」を主眼に検討・取組を進める（必要に応じ見直し）
- ・「加工食品」については、まずガイドラインの浸透を図る取組が必要
- ・「農産物」については、関係者で意見・情報交換をしながら取組を進めていく

<PDCAシート報告案>

○ 輸送対象品目(特に農産物・加工食品)の輸送にかかる効率改善

※・輸送対象品目を4年間固定する必要はない
・毎年度目標等の見直しOK

重点取組事項概要 取組の基本的柱	KPI 目標設定(令和5年度末まで)	重点取組事項の取組状況 R2年度の取組状況と評価	課題 及び今後の 対応の方向性
「標準的な運賃」の推進	○届出率 100% 標準約款届出済み会員社(霊柩除く)	・会員向けセミナー+広報 届出率 55.1% (R3.3.22現在)	・荷主理解・協力を求めていくアプローチ手法
ホワイト物流推進運動 賛同企業数の拡大	○県内賛同事業者数 14社 (運送事業者12社、荷主企業2社)	県内賛同事業者数 7社 (運送事業者7社、荷主企業0社) (R3.3.22現在)	・アプローチすべき荷主企業とアプローチ手法の検討
改正労働基準法の 周知及び理解の促進	所轄労働基準監督署ごとに、 少なくとも毎年度 1回(全体で4回)以上、説明会開催	説明会開催 令和元年度 6回 延べ参加者328名 令和2年度 5回 延べ参加者63名	(方向性) ・説明会及びポータルサイトを通じた理解促進
ガイドラインの浸透 →R3.4.27 「加工食品、飲料・酒物流 編」に改定	※毎年度アンケートを実施し把握 ○認知度 75% ○態度変容率 70%	R2.12アンケート結果 ○認知度 47% ○態度変容率 47% ○改善項目割合 平均19%	・荷主企業へのアンケート協力依頼 ・改善協議の方法
農産物輸送効率化の 協議推進	農産物輸送効率化のための 懇談会(仮称)の開催	懇談会設置について合意 (佐ト協、運輸支局、JAさが、九農局)	(方向性) ・意見、情報交換の場 ・連携の検討

全輸送分野

加工食品

農産物

重点取組事項概要 取組の基本的柱	取組状況	目標→進捗
「標準的な運賃」 の推進	8.30 佐ト協 標準的な運賃活用セミナー【基礎編】 14社16名参加	■目標届出率：100% 標準約款届出済み会員社(霊柩除く) ■進捗 55.1%(R3.3.22現在) → 91.04%(R4.1.31現在)
	9.27 佐ト協 標準的な運賃活用セミナー【応用編】 18社24名参加	
	※荷主向け説明 4.21 運輸支局 佐賀県経営者協会総務委員会説明会 参加18社20人 8.6 佐賀県商工会議所 メルマガ周知 会員約800社 11～12月 県内主要荷主団体を訪問	

「標準的な運賃」活用セミナー

講師 日本PMIコンサルティング(株)
代表取締役・税理士 小坂 真弘 様

※セミナー参加者の声

- ・届出はしたが荷主協議は難しい
- ・タイミングが悪い(燃料高騰等)

- 「標準的な運賃」告示の背景・概要
- 「標準的な運賃」の届出方法
- 運賃料金適用方作成のポイント
- 「標準的な運賃」検索・計算ツールの活用
- 原価計算(演習など)
- 原価計算を反映した運行形態別運賃の考え方
- 荷主との交渉方法(ほか)



「標準的な運賃」届出率

支部名	鳥栖	三神	佐賀	小城	唐津	伊万里	武雄	鹿島	計
該当数(社)	38	56	66	47	48	36	34	21	346
提出数(社)	27	52	61	43	46	34	31	21	315
提出率(%)	71.1	92.9	92.4	91.5	95.8	94.4	91.2	100	91.04

荷主団体へ協力要請

県内主要荷主団体を訪問。燃料価格上昇を踏まえた適正運賃收受について周知依頼(佐運局+佐ト協)

- ▷佐賀県商工会議所連合会(11/15→会員周知)
- ▷佐賀県中小企業団体中央会(12/16→HP掲載)
- ▷佐賀県経営者協会(12/16→会報掲載)
- ▷佐賀県建設業協会(12/23→HP掲載)
- ▷佐賀県農業協同組合(12/24組織内周知)

重点取組事項概要 取組の基本的柱	取組状況	目標→進捗
ホワイト物流推進運動 賛同企業数の拡大	8月 国土省 「『ホワイト物流』推進運動セミナー」の開催を発表 開催日：①10/18②11/10③12/8④R4/1/19⑤2/9⑥3/9	■目標：県内賛同事業者数 14社 (運送事業者12社、荷主企業2社)
	9月中旬発送 佐賀県経営者協会（会員約300社）会報誌にチラシ同封	■進捗 県内賛同事業者数 7社(R3.3.22現在) (運送事業者7社、荷主企業0社)
	9.8 運輸支局 佐賀県商工会会議所（会員約800社） 会員向けメルマガにて『ホワイト物流』推進運動セミナー」を周知依頼	→県内賛同事業者数 9社 (運送事業者8社、荷主企業1社)
	9.2 運輸支局×JAさが 打合せ	※10/1 JAさが自主行動宣言提出 2/1 (株)大運自主行動宣言提出
	10月 佐ト協 会報誌に「セミナー」掲載 会員約650社	



【事前申込制】【参加費無料】【オンライン開催(zoom)】

「ホワイト物流」推進運動 セミナー

～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～

セミナープログラム(予定) 主催者：国土交通省


1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介
 2. 物流効率化への取組み 富士通総研
～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～
 3. 最近の物流政策について(仮) 国土交通省
最近の物流政策等について発表。
 4. 取組事例の発表 講演企業詳細は裏面をご覧ください
物流改革に取り組まれた事業者が、実施内容と成果・苦労談を発表。
- ※セミナープログラム終了後、質疑応答を行う時間を15分程度設けます。

「ホワイト物流」推進運動のホームページから、お1人ずつお申込みください。

●お申込みURL：
https://white-logistics-movement.jp/archives/join_20210816/

お申込みの流れ

- ①「セミナー申込」ボタンを押して下さい。
- ②申し込みページに、希望するセミナー日程、必要事項を入力し、「送信ボタン」を押して下さい。
- ③入力いただいたメールアドレス宛に、参加受付メールを送信いたします。
※メールが届かない場合は、下記事務局宛、お問合せ下さい。



注1：お申込みは、定員に達し次第、締切りをさせていただきます。なお締切り状況は、ホームページにてご確認ください。
注2：ご不明な点がある場合は、下記事務局宛、お問合せ下さい。

●注意事項：
参加方法などは、セミナー開催日前日までに、受講者の方へご案内いたします

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ窓口にご連絡下さい。

事務局：株式会社 富士通総研
担当者：沖原 亀通井(かめのい) 田村
電話：03-6424-6754
メール：fri-white-logi@dl.jp.fujitsu.com

第1回	令和3年10月8日(金) 13:00～15:55 12:30 会場オープン	<ul style="list-style-type: none"> ●サステナブルな物流体制の構築へ 大王製紙株式会社 ●当組合が取組んだ「物流改革」について つばさトラック事業協同組合
第2回	令和3年11月10日(水) 13:00～15:55 12:30 会場オープン	<ul style="list-style-type: none"> ●検品レスの拡大による物流効率化の推進 加藤産業株式会社 ●自動化・省人化への取組みと“はこぶ”プラットフォームの創造 トランコム株式会社
第3回	令和3年12月8日(水) 13:00～15:55 12:30 会場オープン	<ul style="list-style-type: none"> ●段ボール輸送における物流改善について レンゴー株式会社 ●当組合が取組んだ「物流改革」について つばさトラック事業協同組合
第4回	令和4年1月19日(水) 13:00～15:55 12:30 会場オープン	<ul style="list-style-type: none"> ●青果・花きにおける物流生産性向上への取組み 熊本交通運輸株式会社 ●みんなでつながる、新しい物流のカタチ -社会課題の解決に向けたNLJの取組み- NEXT Logistics Japan 株式会社
第5回	令和4年2月9日(水) 13:00～15:55 12:30 会場オープン	<ul style="list-style-type: none"> ●調整中 アサヒビール株式会社 ●自動化・省人化への取組みと“はこぶ”プラットフォームの創造 トランコム株式会社
第6回	令和4年3月9日(水) 13:00～15:55 12:30 会場オープン	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道地区モーダルシフトによる持続可能な物流の実現 株式会社ホンダアクセス ●みんなでつながる、新しい物流のカタチ -社会課題の解決に向けたNLJの取組み- NEXT Logistics Japan 株式会社

(参考)「ホワイト物流」賛同企業数

<福岡県> 41 → 46

- 株式会社アイエヌライン
- 有限会社あじさい物流
- 株式会社アラト
- 岩田産業株式会社
- 株式会社エムワン
- 株式会社九州曙運輸
- 九州小島株式会社
- 九州福山通運株式会社
- 有限会社協立運送
- 株式会社サンエーロジコム
- 株式会社えびす商会
- 三和陸運株式会社
- 有限会社下河物流
- 井友港運株式会社
- 株式会社大安
- 太宰府エクスプレス株式会社
- 株式会社ティール・エル・エス
- 東芝E Iコントロールシステム株式会社
- 株式会社東洋ナビックス
- トヨタ自動車九州株式会社
- 株式会社トライアルカンパニー
- 鳥飼機工有限会社
- TOTO株式会社
- 有限会社ドリームコーポレーション
- 株式会社長野トランスポート
- 西日本運送有限会社
- 西日本ジェット・ライン株式会社
- 株式会社ニシヒロ
- 日産車体九州株式会社
- 日産自動車九州株式会社
- 博多三倉物流株式会社
- 株式会社博運社
- 株式会社花田運送
- 久山流通運輸株式会社
- 日之出運輸株式会社
- 福岡熊交株式会社
- 丸全運輸株式会社
- 三井倉庫九州株式会社
- ヤマエ久野株式会社
- 株式会社ランテック
- 株式会社リュウセイ
- 株式会社ロジネットジャパン九州

- 株式会社えびす商会
- 有限会社大津山運送
- 北九冷凍輸送有限会社
- 九州西部運輸株式会社
- 株式会社ダイトー

全国1,201社 九州89社
(令和3年3月31日時点)
↓
→全国1,363社 九州106社
(令和4年2月28日時点)

<佐賀県>

8 → 10 (業界団体1, 荷主1, 運送8)

- 公益社団法人佐賀県トラック協会
- 松浦通運株式会社
- 株式会社商映
- 株式会社ロジコム
- 有限会社トス・エクスプレス
- 株式会社トワード
- 株式会社ノーサン
- 株式会社ミヤハラ物流

→ 10/1 ★佐賀県農業協同組合
2/1 株式会社大運

<長崎県> 2 → 2

- 有限会社有馬運送
- 株式会社松尾総業運輸

<鹿児島県> 11 → 12

- 安全産業株式会社
- 出水運輸センター株式会社
- 株式会社エスライン九州
- 株式会社カーシーネットワーク
- 公益社団法人鹿児島県トラック協会
- セイコー運輸株式会社
- 太陽運輸倉庫株式会社
- 濱田酒造株式会社
- 南九州福山通運株式会社
- 株式会社山形屋
- 株式会社山形屋ストア

マルイ運輸株式会社

<熊本県> 13 → 15

- アイシン九州株式会社
- アイシン九州キャスティング株式会社
- 株式会社木村
- 九州産交運輸株式会社
- 熊交エクスプレス株式会社
- 熊本旭運輸株式会社
- 熊本交通運輸株式会社
- 岱明運輸株式会社
- フクワ物流株式会社
- 松木運輸株式会社
- 八代熊交株式会社
- 株式会社利他フーズ
- 令和熊交株式会社

株式会社AZUMA
株式会社藤木輸送

<大分県> 8 → 9

- 大分キャン株式会社
- 大分キャンマテリアル株式会社
- ダイハツ九州株式会社
- 株式会社鶴見
- 株式会社鶴見運込
- 株式会社鶴見物流
- 東九総合運輸株式会社
- 株式会社中津急行

株式会社ヤクシン運輸

<宮崎県> 9 → 12

- 霧島酒造株式会社
- 有限会社昇栄運送
- 株式会社昭英物流
- 合同会社ティープラス
- 株式会社戸高物流
- 株式会社マキタ運輸
- 宮崎運輸株式会社
- 一般社団法人宮崎県トラック協会
- 吉川工業アールエフセミコン株式会社

株式会社桐原商事
草水運送株式会社
★株式会社ワンステップ

…今年度の賛同企業 (★は荷主企業)

※「ホワイト物流」推進運動ポータルサイトより抜粋

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業
佐賀県農業協同組合	代表理事組合長	大島 信之	佐賀県	農業、林業

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

取組項目	取組内容
物流の改善提案と協力	荷街待ち時間や手作業での荷卸しの削減、附带作業の合理化等について、真摯に協議に応じます。
パレット等の活用	パレット等を活用し、手荷役時間を削減します。
幹線輸送部分と集荷配送部分の分離	幹線輸送部分と集荷配送部分の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
集荷先や配送先の集約	配送拠点の整備や保管倉庫等の活用を通じて、物流の効率化をはかります。
運転以外の作業部分の分離	運転業務と運転以外の附带作業の分離について、真摯に協議に応じます。
船舶や鉄道へのモーダルシフト	長距離輸送については、フェリーやRORO船、鉄道等の利用を検討します。

重点取組事項概要 取組の基本的柱	取組状況	目標→進捗
改正労基法の周知 及び理解の促進	11月～ 佐労局 運送事業者向け働き方改革関連法施行に伴う改正労基法説明会を実施 令和3年度5回開催	令和元年度 6回 延べ参加者328名 令和2年度 5回 延べ参加者 63名 令和3年度4回 延べ参加者 22名

「佐賀労働局からのお知らせ」

公益社団法人佐賀県トラック協会会員のみなさまへ

働き方改革関連法施行に伴う改正労基法説明会を開催します

説明会の内容（14：00～16：30、予定）

- (1) 時間外労働の上限規制等について（自動車運転の業務の適用猶予措置）
- (2) 同一労働同一賃金への対応、ハラスメント防止対策の強化等について

開催日	地域	場所	定員
11月10日(水)	唐津	唐津商工会議所 5F 大ホール	50名
11月15日(月)	佐賀 (佐賀地区)	佐賀市文化会館 大会議室	50名
11月19日(金)	武雄	鹿島市生涯学習センターエイブル ホール	50名
12月7日(火)	佐賀 (鳥栖地区)	佐賀市文化会館 大会議室	50名
12月9日(木)	伊万里	伊万里商工会議所 大ホールA	50名

重点取組事項概要 取組の基本的柱	取組状況	目標→進捗
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン加工食品物流編」の浸透	4.27 国交省 ガイドライン「加工食品、飲料・酒物流編」に改定	■目標認知度 75% 態度変容率 70% ■アンケート結果(R2.12) ○認知度 47% ○態度変容率 47% →R3年度～4年度は、荷主等への周知に注力し、R4年度後半にアンケート実施（荷主含め）をしたい（調査事業として）。
	8.27 佐ト協 HPにて、本省プレスリリースのリンクを掲載	
	9.1 佐ト協 会報誌にガイドライン資料を同封（約650社）	
	10.19 国交省「物流改善に向けたガイドラインセミナー」の開催決定 ①12.9（建設資材） ②1.28（加工食品、飲料・酒） ③2.1（紙パルプ(家庭紙)） ④2.18（紙パルプ(洋紙・板紙)）	
	11月、佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所にセミナー周知協力を要請 12月 佐賀県トラック協会の荷主リストへ案内文送付予定	

十分に周知を図ったうえで荷主アンケートを設計・実施



【セミナー概要】

- 日時：
 - 第1回 令和3年12月9日（木） 「建設資材」分野
 - 第2回 令和4年1月28日（金） 「加工食品、飲料・酒」分野
 - 第3回 令和4年2月1日（火） 「紙パルプ(家庭紙)」分野
 - 第4回 令和4年2月18日（金） 「紙パルプ(洋紙・板紙)」分野
 ※ 各回 13:00～15:10
- 主催：国土交通省（運営事務局：㈱富士通総研）
- プログラム：
 - ① 最近の物流政策について
 - ② S I Pスマート物流サービス概要紹介
 - ③ 分野別ガイドラインの解説
 - ④ 取組事例の発表
- 参加費：無料
- 開催会場：オンライン
- 申し込み：本セミナー事務局の㈱富士通総研ホームページから申し込み

トラック協会の荷主リストに郵送で案内

「物流改善に向けたガイドラインセミナー」を開催します！
 ～「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「家庭紙」「洋紙・板紙」4分野で開催～

物流改善は荷主の生産性向上にも繋がります！
 このセミナーによって、物流における社会的課題への理解を深めて頂くとともに、日ごろお付き合いのある荷主と運送事業者同士が、お互いのために一緒になって考えるきっかけになれば幸いです。

※ 無料・オンラインで開催しますので、他分野の業界の方も含めて、気軽にご参加ください！

- 「働き方改革関連法」による時間外労働の罰則付き上限規制が、トラック運送事業についても2024年4月から年960時間を上限として適用されます。
- しかし、慢性的なドライバー不足や長時間労働の実態を踏まえると、上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保することは困難です。
- このため、持続可能な物流の確保には、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた取り組みが必要です。
- 国土交通省では、荷待ち時間の件数が特に多かった輸送分野（「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ(家庭紙)」「紙・パルプ(洋紙・板紙)」）について、各分野特有の課題を洗い出し、解決策を整理した分野別ガイドラインを取りまとめました。
- 本セミナーでは、各ガイドラインの解説や、荷主と運送事業者が協力して取組んだ事例を中心にご紹介いたします。

取組事例 講演企業情報

- 空は運ばない！ ～異業種共同輸送による未来の物流のカタチ～
 重さやサイズの異なる製品の混載スキームを確立し、関東～九州間での共同輸送を実施
 アサヒ飲料株式会社
- ～持続可能な加工食品物流に向けて～ 簡易な検品レスの取組み
 事前出荷情報（ASN）を活用した「検品レス」の取組をより広く普及できるモデルに再構築
 キューピー株式会社

令和4年1月28日（金）
 13:00～15:10
 12:30 会場オープン

重点取組事項概要 取組の基本的柱	取組状況	目標→進捗
農産物輸送 効率化の 協議推進	9.2 運輸支局×佐ト協 担当者打ち合わせ会議を実施→九州農政局と共有	■懇談会設置について合意 (佐ト協、運輸支局、JAさが、九農局) →第1回開催
	9.15 佐ト協 食料品部会に説明・共有	
	11.9 佐ト協 「九州ブロック食料品部会」参加 (九農局、九運局参加) →佐ト協食料品部会内で、懇談会の具体的な検討	

「佐賀県農産物輸送効率化のための懇談会」

＜第1回開催＞ 日時：3月14日(月) 14:00～

場所：佐賀県トラック協会 2階 大会議室

出席：

団体・機関名	職・氏名
佐賀県農業協同組合	常務理事 西 史明 物流課次長 池田 隆秀
公益社団法人佐賀県トラック協会 食料品部会	部会長 田中 康紀 (佐賀運輸(株) 取締役会長) 副部会長(代理) 片淵 靖明 ((株)前田運送 運行課 課長)
九州農政局 経営・支援事業部 食品企業課	課長 松尾 佳典 係長 浦田 大輝
九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官 津留 崇明 運輸企画専門官 藤田 泰稔
【事務局】 公益社団法人佐賀県トラック協会	専務理事 前田 勝久 事務局長 山崎 昭浩 事務局次長 高柳 正和

目的：

- 情報交換及び意見交換（課題認識の共有）
- 懇談会の継続について合意

<令和3年度 取組報告> まとめ一覧

	重点取組事項概要 取組の基本的柱	取組状況・予定	目標→進捗	
全輸送分野	「標準的な運賃」の推進	8.30 佐ト協 標準的な運賃活用セミナー【基礎編】20名参加	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目標届出率：100% 標準約款届出済み会員社(霊柩除く) ■ 進捗 55.1%(R3.3.22現在) →91.04%(R4.1.31現在) 	
		9.27 佐ト協 標準的な運賃活用セミナー【応用編】20名参加		
		※荷主向け説明 4.21 運輸支局 佐賀県経営者協会総務委員会説明会 参加18社20人 8.6 佐賀県商工会会議所 メルマガ周知 会員約800社		
	ホワイト物流推進運動 賛同企業数の拡大	8月 国土省 「『ホワイト物流』推進運動セミナー」の開催を発表 開催日：①10/18②11/10③12/8④R4/1/19⑤2/9⑥3/9		<ul style="list-style-type: none"> ■ 目標：県内賛同事業者数 14社 (運送事業者12社、荷主企業2社) ■ 進捗 県内賛同事業者数 7社(R3.3.22現在) (運送事業者7社、荷主企業0社) →県内賛同事業者数9社 (運送事業者8社、荷主企業1社) ※10/1 JAさが自主行動宣言提出 2/1 (株)大運自主行動宣言提出
		9月中旬発送 佐賀県経営者協会 (会員約300社) 会報誌にチラシ同封		
9.8 運輸支局 佐賀県商工会会議所 (会員約800社) 会員向けメルマガにて『ホワイト物流』推進運動セミナー」を周知依頼				
9.2 運輸支局×JAさが 打合せ				
10月 佐ト協 会報誌に「セミナー」掲載 会員約650社				
改正労基法の周知 及び理解の促進	11月～ 佐労局 運送事業者向け働き方改革関連法施行に伴う改正労基法説明会を実施 令和3年度5回開催予定	令和元年度 6回 延べ参加者328名 令和2年度 5回 延べ参加者63名 令和3年度 4回 延べ参加者22名		
加工食品	「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン加工食品物流編」の浸透	4.27 国土省 ガイドライン「加工食品、飲料・酒物流編」に改定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目標認知度 75% 態度変容率 70% ■ アンケート結果(R2.12) ○認知度 47% ○態度変容率 47% <p>→R3年度～4年度は、荷主等への周知に注力し、R4年度後半にアンケート実施(荷主含め)としたい(調査事業として)。</p>	
		8.27 佐ト協 HPIにて、本省プレスリリースのリンクを掲載		
		9.1 佐ト協 会報誌にガイドライン資料を同封(約650社)		
		10.19 国土省 「物流改善に向けたガイドラインセミナー」の開催決定 ①12.9 (建設資材) ② 1.28 (加工食品、飲料・酒) ③2.1 (紙パルプ(家庭紙)) ④2.18 (紙パルプ(洋紙・板紙))		
11月、佐賀県経営者協会、佐賀県商工会議所にセミナー周知協力を要請				
農産物	農産物輸送 効率化の 協議推進	9.2 運輸支局×佐ト協 担当者打ち合わせ会議を実施→九州農政局と共有	<ul style="list-style-type: none"> ■ 懇談会設置について合意 (佐ト協、運輸支局、JAさが、九農局) →第1回を開催 	
		19.15 佐ト協 食料品部会に説明・共有		
		11.9 佐ト協 「九州ブロック食料品部会」参加(九農局、九運局参加) →佐ト協食料品部会内で、懇談会の具体的な検討		

<今後の取組> スケジュール案（令和4年度～）

【地方協議会名】：トラック輸送における取引環境・労働時間改善 佐賀県地方協議会

	重点取組事項	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度～	K P I
全輸送分野	「標準的な運賃」の推進	会員向け活用セミナー 8～10月 荷主団体へ周知依頼 4～12月	更なる制度の普及と届出率向上への継続的な取組み 荷主団体・企業への周知、啓発			「標準的な運賃」の届出率100% ※改正標準約款を届出済み佐賀県トラック協会会員運送事業者（霊柩事業者を除く）
	ホワイト物流推進運動賛同企業数の拡大	荷主団体へ文書周知依頼 8～10月 オンラインセミナー 10～3月	周知呼びかけ・セミナー開催 企業個別訪問			県内賛同事業者数 運送事業者12社、荷主企業2社
	改正労働基準法の周知及び理解の促進	改正労基法説明会（計4回） 11月・12月	改正労働基準法説明会の開催			改正労働基準法説明会を所轄労働基準監督署ごとに少なくとも、毎年度1回（全体で4回）以上開催
加工食品	ガイドラインの浸透→R3.4.27「加工食品、飲料・酒物流編」に改定	文書周知 8月・9月 オンラインセミナー 1月	周知活動 アンケート実施 アンケート結果を踏まえた取組の検討・実施	アンケート実施		ガイドライン 認知度 75% 態度変容率（荷主-運送企業者間の協議実施率）70%
農産物	農産物輸送効率化の協議推進	懇談会開催 3月	懇談会の継続開催（年1～2回） 方策の検討、実施（実証事業等）			

補足資料

- トラック運送事業者においては、月60時間超の時間外労働等、長時間労働の常態化が課題となっているが、荷主都合による荷待ち時間等がその大きな要因となっており、業界の自主努力のみで改善することは困難。
- このような状況を踏まえ、厚生労働省、国土交通省、事業者、荷主等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び全都道府県に設置。
- 平成28年度及び平成29年度に長時間労働削減等に向けたパイロット事業を行い、そこで得られた長時間労働改善等の知見を平成30年度にガイドラインとして取りまとめ。

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」委員

【学識経験者】

野尻 俊明 流通経済大学学長（座長）
 齊藤 実 神奈川大学経済学部教授
 高岡 美佳 立教大学経営学部教授

【労働組合】

仁平 章 日本労働組合総連合会 総合政策推進局総合局長
 難波 淳介 全日本運輸産業労働組合連合会 中央執行委員長
 園田 龍一 全国交通運輸労働組合総連合 中央執行委員長

【行政】

林 幸宏 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
 津垣 修一 消費者庁政策立案総括審議官
 吉永 和生 厚生労働省労働基準局長
 畠山陽二郎 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
 亀井 明紀 中小企業庁事業環境部取引課長
 太田 豊彦 農林水産省食料産業局長
 小野 洋 環境省地球環境局長
 栞川 直也 国土交通省自動車局長
 阿部 竜矢 国土交通省総合政策局物流政策課長
 紺野 博行 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）

【荷主】

堀内 保潔 （一社）日本経済団体連合会 産業政策本部長
 鈴木 重也 （一社）日本経済団体連合会 労働法制本部長
 五十嵐克也 日本商工会議所 地域振興部長
 湊元 良明 日本商工会議所 産業政策第二部長
 佐久間一浩 全国中小企業団体中央会 事務局次長
 橋爪 茂久 （公社）日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
 山田 周 日本機械輸出組合 国際貿易円滑化委員会委員長
 塩田 弘幸 全国農業協同組合連合会 経営企画部次長
 山中 邦夫 日本農業法人協会 事務局長
 一柳 尚成 トヨタ自動車（株） 物流管理部長
 浦郷 由季 （一社）全国消費者団体連絡会 事務局長

【トラック運送業】

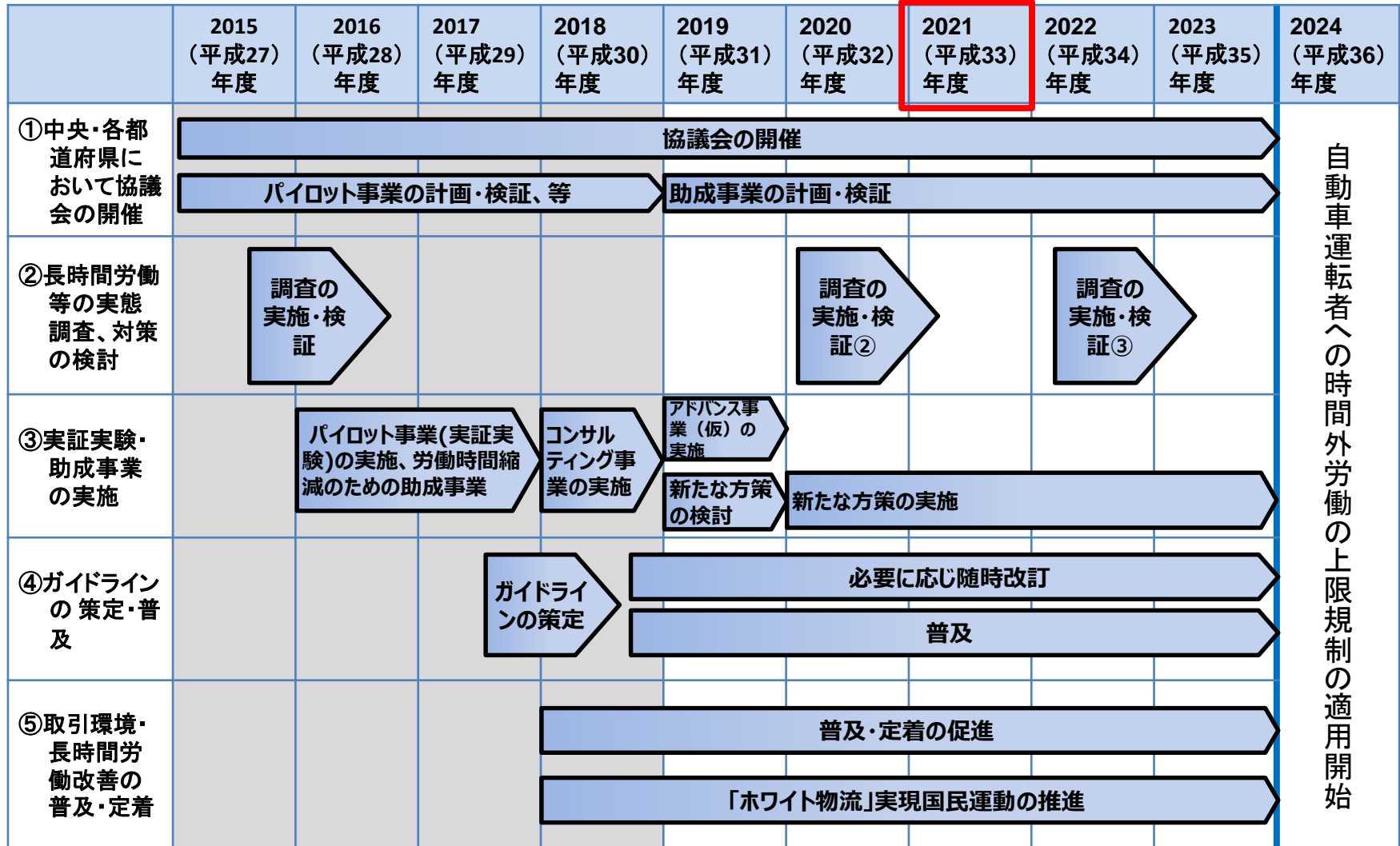
辻 卓史 （公社）全日本トラック協会 副会長
 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会 副会長
 浅井 隆 （公社）全日本トラック協会 副会長
 長谷川伸一 （一社）日本物流団体連合会 理事長
 溝田 浩司 日本通運（株） 業務部長

※内閣府政策統括官はトラック運送業の生産性向上協議会の委員のみ

- 協議会ごとに対象輸送分野（地域における課題のある輸送分野、過去の実証実験のフォローアップ対象の輸送分野、荷待ち時間に課題のある『加工食品、建設資材、紙・パルプ、飲料・酒、生鮮食品』の輸送分野）の改善に向けた議論を実施。一部の地方協議会においては実証実験を実施し、取組の深掘りを図った。
- 今後もP D C Aを回しながらさらなる取組の深化に取り組む予定。

協議会	検討テーマ	実証実験
北海道	生鮮食品	生鮮食品(農産物)
青森	生鮮食品(農産物)	
岩手	生鮮食品(畜産物)	
宮城	生鮮食品(米)	
秋田	生鮮食品(農産物)	
山形	加工食品	
福島	生鮮食品	
茨城	加工食品・飲料・酒	
栃木	紙・パルプ	紙・パルプ
群馬	加工食品	
埼玉	標準的な運賃の浸透	
千葉	加工食品	
東京	飲料・酒	飲料・酒
神奈川	加工食品	
山梨	加工食品	
新潟	紙・パルプ	紙・パルプ
長野	生鮮食品	
富山	建設資材	
石川	標準的な運賃の浸透	
愛知	加工食品	
静岡	紙・パルプ	紙・パルプ
岐阜	加工食品、紙・パルプ、建設資材	
三重	加工食品・建設資材	
福井	加工食品、紙・パルプ、建設資材	

協議会	検討テーマ	実証実験
大阪	加工食品、建設資材、紙・パルプ	加工食品
京都	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
兵庫	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
滋賀	日用雑貨品	日用雑貨品
奈良	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
和歌山	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
広島	建設資材	
鳥取	標準的な運賃の浸透	
島根	加工食品	
岡山	飲料・酒	
山口	建設資材	
徳島	紙・パルプ	
香川	紙・パルプ	
愛媛	加工食品	
高知	加工食品	
福岡	加工食品、生鮮食品(農産物)	
佐賀	加工食品、生鮮食品(農産物)	
長崎	加工食品	
熊本	生鮮食品(生乳)	生鮮食品(生乳)
大分	加工食品	
宮崎	加工食品	
鹿児島	生鮮食品(鶏卵)、 生鮮食品(青果物)	生鮮食品(鶏卵)、 生鮮食品(青果物)
沖縄	日用雑貨品	日用雑貨品



※2023年(平成35年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

● 九州管内のトラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会の対象輸送分野

協議会	検討テーマ	実証実験
福岡	加工食品、生鮮食品（農産物）	
佐賀	加工食品、生鮮食品（農産物）	
長崎	加工食品	
熊本	加工食品、飲料・酒、生鮮食品（農産物）	
大分	加工食品、飲料・酒	
宮崎	加工食品	
鹿児島	生鮮食品（茶葉）	生鮮食品（茶葉）

- 東京都地方協議会に「飲料・酒物流改善WG」を設け、加工食品物流懇談会「飲料・酒物流分科会」との合同会議とすることで、飲料・酒物流の効率化に向けたさらなる取組みの深度化を図った。
- 合同会議における実証実験等の議論を通して、「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインへと改訂に取り組んだ。

○東京都地方協議会が取り組んだ実証実験例

年月日表記と年月表記の作業比較 東京都

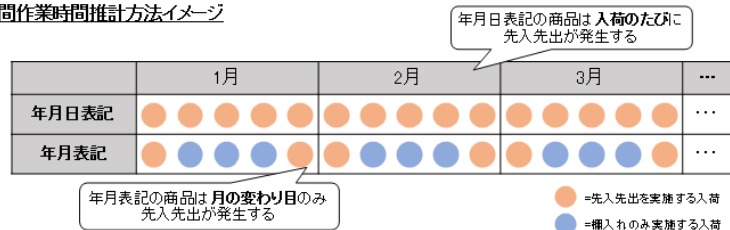
1. 実施者の概要

- ▶ 卸事業者：日本酒類販売株式会社
 - 酒類、清涼飲料水、その他の飲料、食料品およびそれらの原材料の売買を行う。
- ▶ 荷種：酒類(ビール、酎ハイ)、清涼飲料水

2. 事業概要

▶ 格納時、古い商品を取り出しやすい位置(棚の手前など)に移動させ、新しい商品を棚の奥などに入れる先入先出作業と、先入先出の伴わない棚入れ作業の時間を計測した。補充ごとに先入先出が発生する年月日表記商品の補充作業と、月初・月末のみ先入先出が発生する(月中は棚入れ作業のみ)発生する年月表記商品の補充時間を推計する。

月間作業時間推計方法イメージ



【計測結果】作業別庫内作業員の平均作業時間(合計88件)

先入先出(n=30)	棚入れ(n=56)
2分42秒/作業	32秒/作業

【推計結果】作業別庫内作業員の作業時間(合計69アイテム(SKU))

	before 年月表記と年月日表記の混在	after 全て年月表記の場合	年月表記への切り替えによる削減時間
月間作業時間	19時間47分42秒	8時間56分39秒	10時間51分3秒
年間作業時間 (※参考)	237時間32分26秒	107時間19分48秒	130時間12分38秒

※季節変動、期間限定商品等の条件を考慮していません

※先入先出とは、先に仕入れた商品を先に出庫するため、入荷した商品を棚の奥に、既に棚に入っている商品を取り出しやすい位置に移動する作業を指す。また、棚入れは先入先出をせずに、入荷した商品を棚に入れる作業を指す。

3. 課題

- ① 飲料・酒商品の一部は、年月日表記(年月上中下表記)から年月表記への切替えが遅れており、卸拠点における格納作業などの庫内作業で負荷が生じている。

4. 事業内容

- ① 卸拠点において、格納時、古い商品を取り出しやすい位置(棚の手前など)に移動させ、新しい商品を棚の奥などに入れる先入先出作業と、先入先出の伴わない棚入れ作業の時間を計測した。
- ② 当該卸センターにおける入荷実績と計測結果をもとに、実証実験で計測した商品(69アイテム)のうち約4割を占める年月日表記の商品が、全て年月日表記に切り替わったケースを想定し、月間・年間作業時間を推計した。

5. 結果

- ① フォークリフトを使用した作業に絞り、商品補充時の先入先出作業と棚入れ作業を比較したところ、先入先出には2分42秒/作業掛かっていたのに対し、棚入れには32秒/作業掛かっていることが明らかとなった。
- ② 当該卸のセンターにおける入荷実績をもとに、実証実験で計測した商品(69アイテム)のうち約4割を占める年月日表記の商品が、全て年月日表記に切り替わったケースを想定し、月間・年間作業時間を推計した。
- ③ 年月日表記(補充ごとに先入先出が行われた場合の補充)が残っている状態では、月あたりの作業時間が19時間47分であった。一方、すべての商品が年月表記(月初・月末のみ補充ごとに先入先出が行われ、月中は棚入れとなる場合の補充)に切り替わった後では、月あたりの作業時間が8時間56分となった。

6. サプライチェーン関係者のメリット

【卸事業者】商品の賞味期限管理の簡素化、庫内作業時間減少、庫内作業の簡素化
 【運送事業者】入荷時の日付をチェックする時間が短縮され、滞留時間が短縮される。
 【サプライチェーン全体】日付管理が不要なことから他拠点の在庫の転送がより実施し易くなり、食品ロス削減にも繋がる。また、運送事業者・卸事業者・小売事業者について、日付ごとに分けられる作業や先入先出の回数が減ることで作業の負荷が軽減される。さらに、運送事業者、卸事業者について、パレットによる日付ごとの区切りがなくなり省スペース化が進む。製・配・販の各段階における作業の軽減や、多頻度少量配送の改善に繋がる

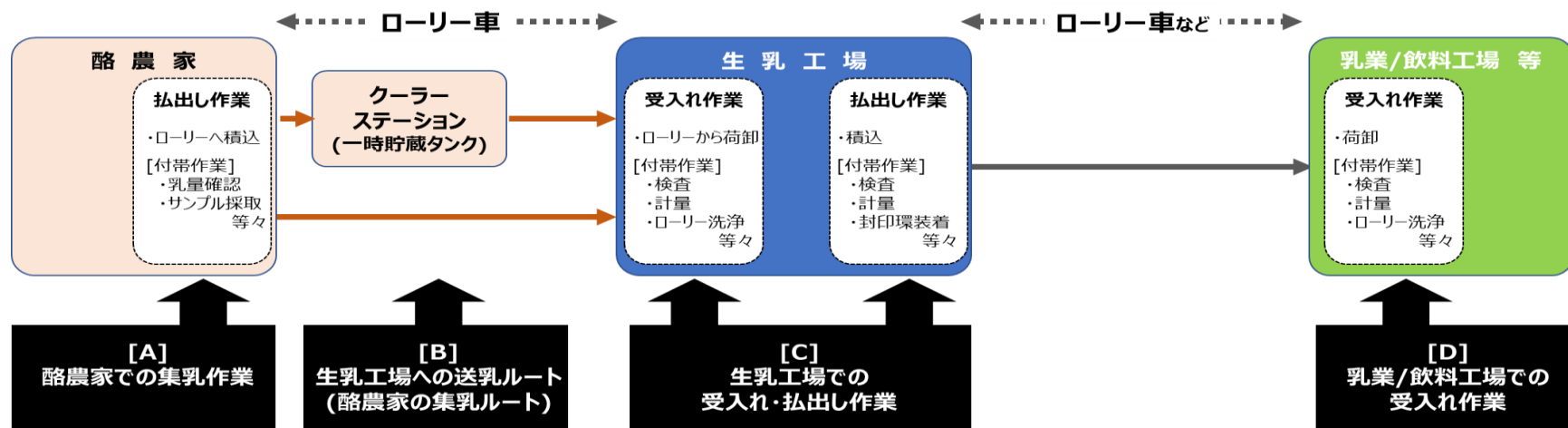
7. 結果に結びついたポイント/今後の展開

- ① メーカーによる年月日表記(または年月上中下表記)から年月表記への切替えのさらなる取組みが期待される。
- ② 年月表記への切り替えによる作業時間削減の効果を最大限生かすには、あくまで日付の逆転の解消のための先入先出のみを実施する(日付が同じでも後から入荷した商品を奥に格納するという作業は行わない)といった作業のルールを定めることも必要である。
- ③ 日本酒類販売での実証実験では、FLを用いた移動について計測を行ったが、バラで格納する商品でも手作業で先入先出が行われており、大きな手間になっている。そのため、年月表記への切替えが進むことで、バラ商品についても非常作業の負荷が軽減されると考えられる。
- ④ 年月日表記が多い加工食品等の他分野においても年月表記への切替えが進むことで、より大きな作業負荷の軽減効果が見込まれる。

○R2年度実施の生乳物流の改善に向けた取り組み概要

- 生乳物流に携わる運送事業者および乳業工場の協力を得てアンケート調査を実施。
- 生乳物流に携わるサプライチェーンの関係者に対してヒアリング調査を実施。
- 熊本県地方協議会において実証実験を実施。

○生乳物流の輸送ネットワーク概観及び課題の特徴について



	付帯作業	荷待ち時間	積卸作業
[A]	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク洗浄やバルク部品洗浄、操作が複雑 ・付帯作業が有償化されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳温の下がり待ちや検査結果待ちが発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク数が複数ある場合、時間がかかる
[B]	<ul style="list-style-type: none"> ・生乳工場への受け入れ変更が頻繁に発生 ・高速道利用が認められていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常乳が発生した際、翌日集乳となり、別便立てが必要になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の残乳を踏まえた突発的な変更・取り消しが頻繁に起こる。
[C]	<ul style="list-style-type: none"> ・ローリー洗浄/手洗い/タンクに入ってブラッシングなどに時間がかかる ・付帯作業が有償化されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・生乳貯蔵能力と生乳吸入設備数に限界 = 受入れタンク・パイプラインが満杯で、待ちが発生 ・サンプル採取後、工場内で検査終了まで、待ちが発生する ・洗浄スペースが限られており、待ちが発生する ・生産能力を把握できていない事からの過剰な受入れ ・需要期と繁忙期の閑散差（閑散差が発生する要因には、乳牛の生乳生成量の季節差の存在） ・荷卸しが到着順で、午前中の朝一番に到着車両が集中する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ能力が低い場合、時間がかかる ・飲料工場の製造時間に合わせたジャストインタイムの納入
[D]			

バス使用時間帯の計画的配分などによる待ち時間削減 熊本県

1. 実施者の概要

- 着荷主企業：熊本県酪農業協同組合連合会（以降：らくのうまザーズ）
注：下記元請運送事業者への、運送委託者でもある
- 元請運送事業者：株式会社 らくのう運輸
生乳に係る輸送事業を主に展開
- 荷種：生乳

2. 事業概要

① らくのうマザーズ入荷時のバス使用時間帯の計画配分

改善策①：バス使用時間帯の計画的配分 ～「原乳入荷」「生乳出荷」「殺菌乳出荷」 計画性のあるローリー車の呼び時間の配分～

現状

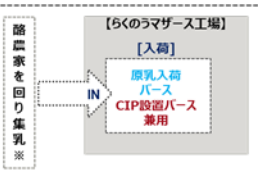
①らくのうマザーズ工場のバス設定ルール

・「原乳入荷」、「CIP設置バス」と兼用

※Cleaning In Placeの略。定置洗浄。

注：らくのうマザーズ様 工場別のバス数

鮮乳バス 3 菊池工場 2 熊本工場



②らくのうマザーズ工場の生乳入荷時間軸

・らくのう運輸の原乳の入荷：9時・12時・15時の3区分

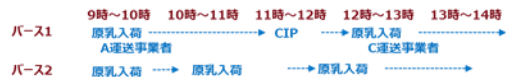
注：らくのう運輸以外にも原乳入荷を実施している運送事業者あり

※酪農家集乳ルートの見直しも実施。②に記載。

改善

らくのう運輸以外の原乳入荷を実施している運送事業者も含めて全てバス使用時間帯を、事前に配分

バス使用時間帯設定(イメージ)



② 酪農家集乳ルート見直しでらくのうマザーズ入荷時間帯を分散

現状



改善案



らくのう運輸様の点呼時刻：酪農家集乳時刻を踏まえ 逆算した個別点呼時刻を設定

3. 課題

らくのうマザーズ入荷時に待ち時間が発生

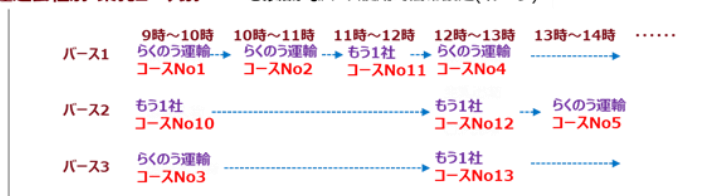
- ・到着車両が集中し、或いは受乳スペースが混雑すると、30分から60分の待ち時間が発生する。実態として、この待ち時間は、毎日発生している。
- ・らくのう運輸は、らくのうマザーズに生乳を1日3回納入。
入荷時刻は、9時・12時・15時と決められてはいるが、3回目の納入は、1回転目・2回転目の運行影響で、待ち時間がより長くなる。

4. 事業内容

生乳の入荷を担っている運送事業者全てを対象としたバス使用時間帯の計画的配分

- ・らくのうマザーズへの生乳入荷を担っている運送事業者は、合計2社。
※らくのう運輸以外にも、もう1社有り。
- ・バス使用時間帯を、運送会社別・コース別に事前設定する。

運送会社別・集乳コース別 … きめ細かなバス使用時間帯設定(イメージ)

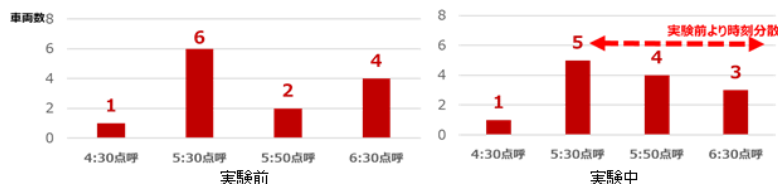


5. 結果

らくのうマザーズ入荷時の、削減待ち時間

- ・実験前平均待ち時間：11分/運行 実験中平均待ち時間：5分/運行 (半減)

酪農家集乳ルート見直し



6. 荷主企業のメリット

- ① 運送事業者と意見を交わし、ドライバーの労働時間削減に取り組むことで、強力なパートナーシップを築くことができた。
- ② バス使用時間帯の計画的配分により、待機車両台数も削減。

7. 結果に結びついたポイント

- ① 荷主が昨今のドライバー不足を重要な問題と認識していた。
- ② 運送事業者からの問題点や要望に対して、忌憚のない議論ができた。

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長（2年⇒5年）
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者（親会社等）が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保（車両の点検・整備の確実な実施等）
- ・ 事業の継続遂行のための計画（十分な広さの車庫等）
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎（資金） 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

→ 原則として運賃と料金を分別して収受

＝「運賃」：運送の対価 「料金」：運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 （許可後、継続的なルール遵守）

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難（例：過労運転、過積載等）

→ **荷主の理解・協力**のもとで**働き方改革・法令遵守**を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度（既存）の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

(1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合

→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有

② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ

(2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請

(3) 要請をしてもなお改善されない場合

→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合→ 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

（労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため）

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標**

基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に（1）距離制、（2）時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別（2t, 4t, 10t, 20t）にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については運賃と別に收受

適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等ができるよう償却年数は5年**で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定

◆ 今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

◆ その上で、**収益増相当分が適正原価の確保（人件費、設備費等）に充てられる**ことが重要

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、この浸透状況を含む労働実態等について調査・検討を行う。
- 普及が十分でない地域について、重点的な普及活動を行っていく。
- 運送事業者と荷主が、公平な立場で、運賃交渉に臨むよう促していく。

標準的な運賃 届出までのプロセス

STEP 1 標準的な運賃制度を理解する

STEP 2 自社で運賃を計算する

STEP 3 荷主と運賃を交渉する

STEP 4 運賃の事後届出を行う

+ 労働実態調査（時間外労働時間等）など

届出に至るまでの過程を改善

- これまでの普及策の効果検討
- 課題抽出（例：周知・浸透の良し悪し、荷主理解）

- 経営状況の振り返り・分析を促進
 - ・ドライバー人件費
 - ・車両の更新費用
 - ・実車率
 - ・保険料
 - ・適正利潤

- 運賃交渉の障壁解消
 - ・荷主の理解

【トラック事業者向け】標準的な運賃の活用促進に向けた解説書

- トラック事業者向けに、**標準的な運賃の主旨・目的から、実際の活用にあたって必要な諸手続までわかりやすくまとめた解説書**を（公社）全日本トラック協会と共同で作成
- 本解説書を使用した事業者向け説明会を**全国で実施（令和2年8月～12月）**

→ 今後は、（公社）全日本トラック協会と連携し、**標準的な運賃セミナー（基礎編・応用編）**を全国で開催し、一層の理解促進を図っていく。



【解説書の主な内容】

- ◆ 標準的な運賃の主旨・目的
- ◆ 標準的な運賃の活用に係る諸手続
- ◆ 運賃料金適用方の解説

【荷主向け】標準的な運賃の活用促進に向けたリーフレット

- 荷主向けに、**標準的な運賃の概要についてわかりやすくまとめたリーフレット**を（公社）全日本トラック協会と共同で作成
- 令和2年12月に、リーフレットを**荷主約46,000者**に送付

→ 今後は、引き続き**荷主向けリーフレット**を活用しつつ、積極的に荷主参加会議において、理解促進を図っていく。



【リーフレットの主な内容】

- ◆ 標準的な運賃の主旨・目的
- ◆ 標準的な運賃の概要

「ホワイト物流」推進運動 ポータルサイト

賛同企業リスト、「ホワイト物流」推進運動 推奨項目などをご紹介
賛同企業数：1,363社（2022年2月28日時点）



<https://white-logistics-movement.jp/>

「ホワイト物流」推進運動 Twitter アカウントを立上げ

賛同した事の「効果」・「感動」体験を、他社にShare（共有）& Spread（拡散）する仕掛けとして、「ホワイト物流」推進運動のTwitterアカウントを立上げ



ポータルサイト 新規コンテンツ「集いの場」

賛同企業・団体同士の出会い・連携を支援する「集いの場」を8月開設
業界・業種にこだわらず賛同企業・団体の皆様が、自身の物流に関わる“困りごと”や“要望”などを、集いの場の掲示板に投稿し、その投稿を見て共感した他の賛同企業・団体様と連携に向けた意見交換ができるプラットフォームです。



「ホワイト物流」推進セミナー

- セミナータイトル：「ホワイト物流」推進運動セミナー
～物流生産性向上に向け荷主企業が推進する取組とは～
- 対象者：主に、荷主企業（業種/業界を特定せず、全産業を対象）
- 開催形態：オンライン開催（zoom）
- セミナー実施時期：令和3年10月～令和4年3月まで 月1回 [計6回]

セミナープログラム(予定)		主催者：国土交通省
1. 「ホワイト物流」推進運動の紹介		
2. 最近の物流政策について（仮）	国土交通省	
3. 物流効率化への取組み ～荷主だからできること、取り組んで欲しいこと～	富士通総研	
4. 取組事例の発表	講演企業詳細は裏面をご覧ください	

ホワイト物流推進運度は「SDGs」につながる取り組み



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

取引企業等との関係性向上

自主行動宣言を行った企業は、「物流ひいては日本経済が直面する課題解決に取り組む企業」となり、企業のCSR活動として非常に重要な意義をもちます。

企業がCSRを果たすことで、**取引企業等との関係性も向上**することが期待されます。逆に取引しまない企業は、物流社会全体で取り組む課題に無関心という表明になりかねず、将来的にサプライチェーンから外されたり、株主や地域の支援を得ることができなくなったりする可能性も懸念されます。

企業のブランディングに効果的

自主行動宣言を行った企業は、社会に対して責任を果たす企業として認識され、企業イメージの向上やブランディングにも非常に効果的です。

こうした社会貢献的な取り組みを積極的に行い、高い企業イメージ、高いブランドイメージをもつ企業は、フェアトレード的に**消費者や取引企業からも選ばれる**ようになり、**優秀な人材の採用にも有利**になることが期待されます。

ビジネスチャンスにつながる

自主行動宣言を行った企業は、物流効率化などの課題を解決するための新しい取り組みを検討・実施しております。

こうした取り組みは、自主行動宣言を行った企業間での**新規事業の創造や他業種との協働など、新しいビジネスチャンスにつながる**ことが期待されます。

必須項目

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

推奨項目

※推奨項目リストを公表

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 集荷先や配送先の集約
- ・ 運転以外の作業部分の分離
- ・ リードタイムの延長
- ・ 納品日の集約
- ・ 検品水準の適正化 等

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃料サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化

C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力
- ・ 物流を考慮した建築物の設計・運用

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組

➤ **平成31年4月以降、1,363社が自主行動宣言を提出（令和4年2月28日時点）**

業態別	企業・組合 ・団体数
農業，林業	1
漁業	0
鉱業，採石業，砂利採取業	1
建設業	11
製造業	379
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	40
運輸業，郵便業	737
卸売業，小売業	111
金融業，保険業	3
不動産業，物品賃貸業	2
学術研究，専門・技術サービス業	3
宿泊業，飲食サービス業	1

業態別	企業・組合 ・団体数
生活関連サービス業，娯楽業	0
教育，学習支援業	4
医療，福祉	6
複合サービス事業	18
サービス業（他に分類されないもの）	25
公務（他に分類されるものを除く）	0
分類不能の産業	20
合計	1,363

- **令和2年3月に、①自主行動宣言未提出の荷主上場企業等に対し、再度参加要請文を送付する共に、②既提出企業等に対し、更なる取組みの具体化や深掘りを要請。**
- **今後も、セミナー等を通じて「ホワイト物流」推進運動の更なる推進が図られるよう関係省庁と連携した取組を実施。**

1. ガイドライン策定の経緯

- トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題となっており、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携して、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていくことが必要。
- 一方、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- このため、荷待ち件数が特に多い加工食品、建設資材、紙・パルプの各分野の物流について、課題の抽出を図るとともに、トラック運送事業者及び発着荷主が参画して長時間労働の改善を図るため懇談会等を設置。懇談会等の検討の成果としてガイドラインを策定。

2. ガイドラインの構成

【まえがき】

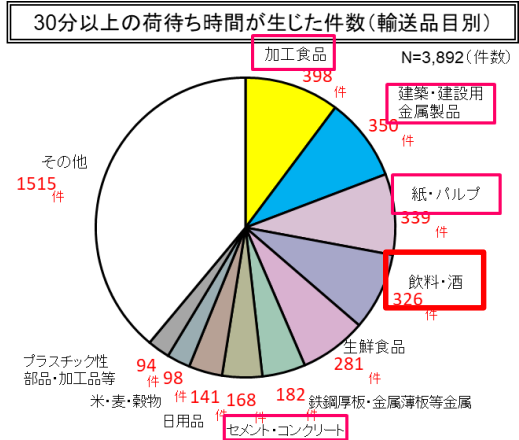
- ガイドライン策定の経緯とトラック運送事業の現状
 - 今後のトラック運送事業の見通し、
 - トラック運送事業を取り巻く制度面の変遷、
 - トラック運送事業の健全な発展に向けて

【本編】

- 輸送品目別物流における現状・課題、解決の方向性の整理
- 取引環境と長時間労働の改善に向けた具体的な取組み事例等

【あとがき】

- 輸送品目別物流における今後の取組みの方向性



品目別各ガイドラインの概要

(令和2年5月29日公表、令和3年4月27日「加工食品」を「加工食品、飲料・酒」に改訂)



補足資料
ガイドライン

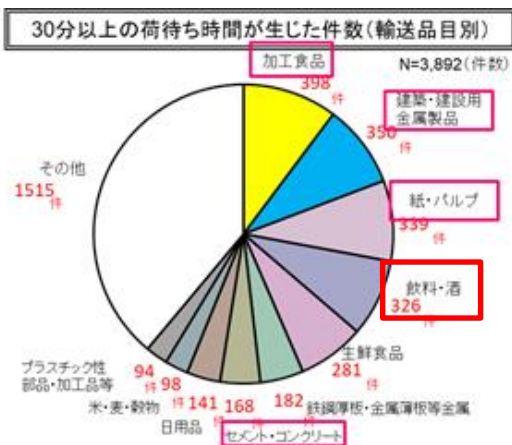
省

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品、 飲料・酒	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1／3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在 多種多様な製品サイズが存在 飲料における夏期の物流波動 ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 ⇒長時間にわたる荷役作業 	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限の年月表示化等による仕分け作業等の効率化 ASNやQRコード等の活用による伝票情報等の電子化 附带作業の見える化 パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等によるノー検品の実現 附带作業の軽減 物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進
建設資材	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的 ⇒トラックの荷待ちへの関心が薄い 多種多様な製品を邸別に仕分け ⇒複雑かつ長時間にわたる検品作業 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場での事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進 運送と荷役の分離の推進 複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化 	<ul style="list-style-type: none"> 元請業者による物流へのマネジメントの強化 伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進
紙・パルプ (洋紙・板紙)	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附带作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着 ⇒低積載率での運行 ⇒附带作業の実施による長時間労働 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附带作業の軽減等の対策を実施 発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進 荷役の機械化を推進
紙・パルプ (家庭紙)	<p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない ⇒手荷役による長時間労働 製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難 ⇒家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品 	<ul style="list-style-type: none"> 発着荷主の連携によるパレット化 物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替 	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担 「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進 消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進

ガイドラインの今後の展開

- ✓ これまでも荷主団体や運送事業者向けの説明会等の場を活用してガイドラインの周知等を実施。
- ✓ 今後、以下のような取組を進めることにより荷主・運送事業者双方に対する施策の浸透を図る。

- ①国土交通省のほか、荷主所管省庁、荷主企業、運送事業者等により構成される、中央及び全国47都道府県に設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」によるフォローアップ。
- ②物流総合効率化法の支援等も活用しつつ、それぞれのサプライチェーンの事業者を対象とした各企業における具体的な取り組みを支援・促進。
- ③国土交通省の既存のリソースなども活用しながら、広告活動やセミナーを開催するなどガイドラインの普及啓発・情報発信の実施。



加工食品、飲料・酒物流編



建設資材物流編



紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編



紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

